

給水装置占用事務取扱要領

令和2年（2020年）4月

三原市水道部

目 次

第 1 編 共通項目

1.1 目的	-1-
1.2 占用行為の定義	-1-
1.3 許可申請	-1-
1.4 事務の流れ	-1-
1.5 道路占用許可申請確認手数料	-2-
1.6 認可・提出先一覧	-2-
1.6.1 新設の場合	-4-
1.6.2 新設を伴わない場合(撤去, 修繕等)	-4-
1.6.3 工事着手届及び工事完成届	-4-
1.6.4 変更申請	-4-
1.7 添付書類	-5-
1.7.1 委任状	-5-
1.7.2 位置図	-5-
1.7.3 平面図・断面図	-6-
1.7.4 標準掘削断面図	-8-
1.7.5 安全管理図	-9-
1.7.6 現況写真	-9-
1.7.7 公図	-9-
1.8 その他施工上の留意事項	-9-

第 2 編 三原市管轄施設

2.1 適用範囲	-12-
2.2 道路	-12-
2.2.1 舗装構成	-12-
2.2.2 復旧範囲	-16-
2.3 河川	-17-
2.4 砂防河川	-17-

第 3 編 参考資料等

様式第 1 号 占用許可等の手続に関する委任状	-18-
様式第 2 号 チェックシート	-19-

(参考) 三原市申請様式 -20-

関係法令等 -26-

はじめに

本要領は、給水装置を官地内に布設する際に申請が必要である占用手続きについて、法令等を基に各管理者から指示がある基本的な項目を抜粋し、とりまとめたものです。

道路法、河川法には、占用行為を行う者は事前に各管理者の許可を得なければならないと明記されています。しかしながら、占用箇所によって通行量を始めとした道路や河川の性質が異なるため、舗装復旧等の施工方法は各管理者の指示に応じた施工を行う必要があります。

本要領は、各管理者の基本的な図面作成、施工方法を可能な限り抜粋し、第一次審査機関である水道事業管理者及び各管理者の統一的な見解を示しました。

申請にあたり、申請者、審査機関双方において、占用手続きが円滑かつ迅速に進むように、有効に活用していただけると幸いです。

令和2年4月

三原市水道部 工務配水課 給水係

第 1 編 共 通 項 目

1.1 目的

この給水装置占用事務取扱要領は、給水装置工事を施工する場合、道路法その他の規定により当該管理者の許可申請が必要となることが多いことから、これに伴う事務手続き、図面作成及び施工方法について必要事項を定め、公衆の安全確保及び円滑な事務処理を行うことを目的とする。

1.2 占用行為の定義

「**占用**」とは、上空、地下を問わず道路、河川区域内に一定の工作物、物件又は施設（占用物件）を設け、継続して使用する行為をいう。

給水管等の給水装置は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項等の規定により占用物件に該当するため、設置するにあたっては事前に申請及び各管理者の許可が必要となる。

（代表参考法令）

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

第 32 条

（道路の占用の許可）

道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

1.3 許可申請

- (1) 許可申請は、申請書の種別ごとに行うものとする。
- (2) 隣接箇所等で一体的に工事を行う場合であって、申請者が異なる場合は、申請者ごとに許可申請を行うものとする。
- (3) 許可申請は、**水道事業管理者**（以下「**管理者**」という。）、各管理者の審査並びに警察署長への協議（ただし、道路法第 32 条が適用されるものに限る。）といった複数の関係機関を経由するため、期間に余裕を持ち提出すること。

1.4 事務の流れ

一般的な事務の流れは「**図 1.1 事務フロー図**」のとおりとする。

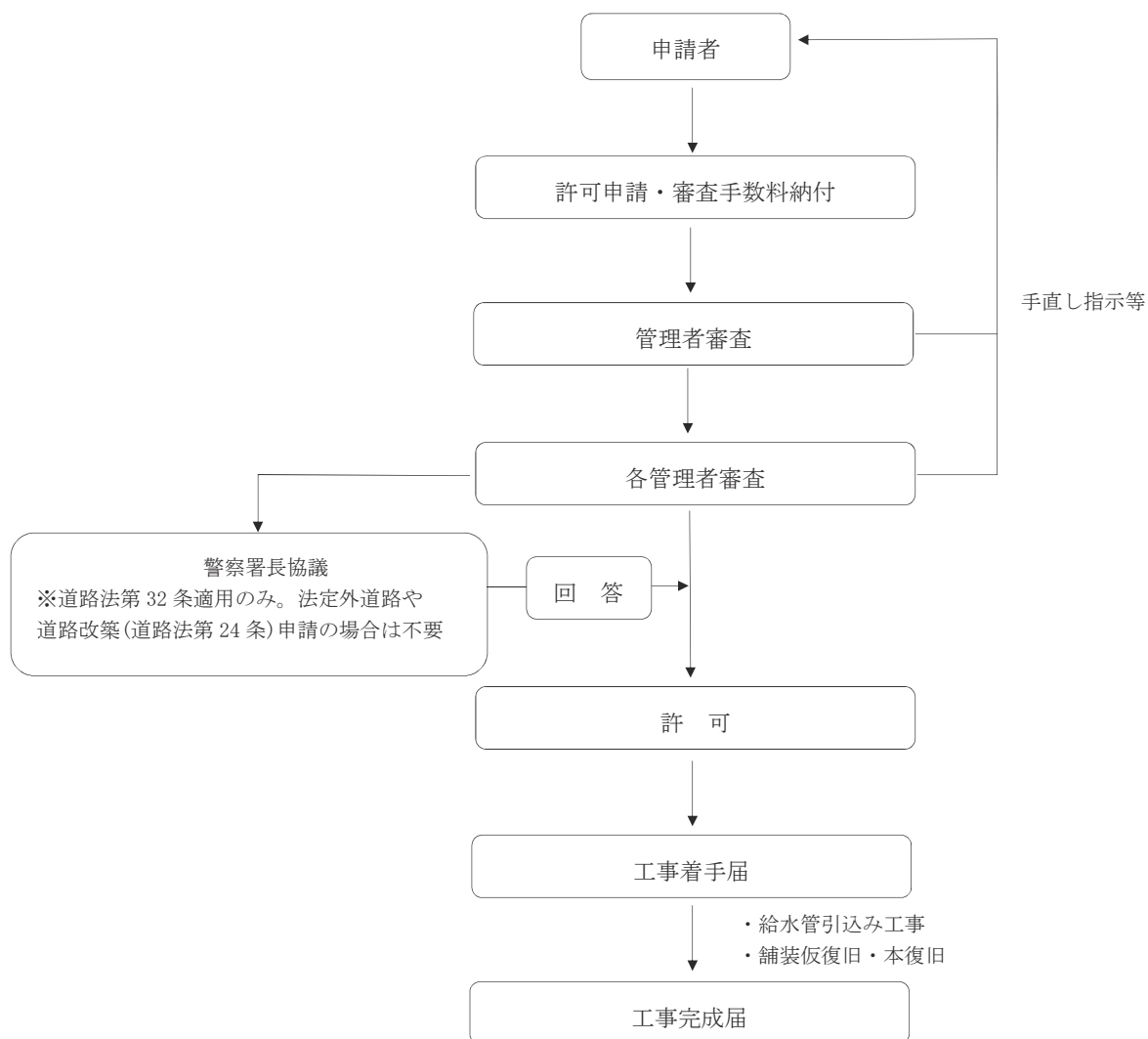


図 1.1 事務フロー図

1.5 道路占用許可申請確認手数料

- (1) 申請者は、許可申請の手続きを管理者に委任する際に、三原市水道事業給水条例（平成 17 年条例第 255 号）第 28 条に規定する「**道路占用許可申請確認手数料**」（以下「**占用手数料**」という。）を納付しなければならない。
- (2) 占用手数料は、申請する当該管理者 1 件に対して 5,000 円とする。
- (3) 既納の占用手数料は、これを還付しない。

1.6 認可・提出先一覧

許可申請の提出先は「**図 1.2 許可一覧 フロー図**」に大別される。また、ここに記載のない許可申請(海岸保全区域等)については、事前に当該管理者と提出書類や構造等について協議すること。

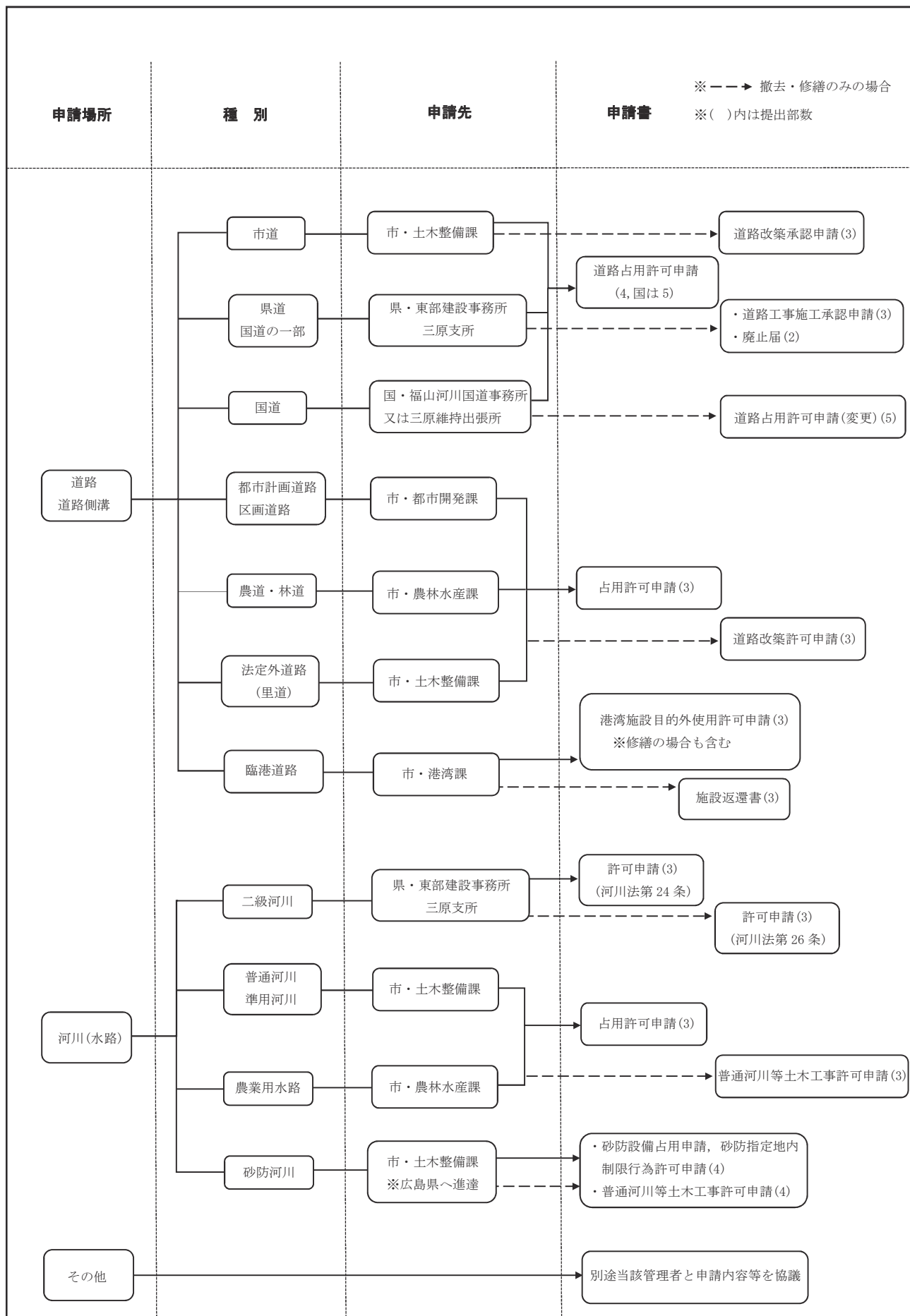


図 1.2 許可一覧 フロー図

1.6.1 新設の場合

(1) 道路占用許可申請

道路法適用区域内における占用であって、国道、県道及び市道が対象となる。

(2) 許可申請（河川法第 24 条）

河川法適用区域内における占用であって、一級河川及び二級河川が対象となる。

(3) 占用許可申請

道路法適用区域外道路及び河川法適用区域外河川における占用であって、都市計画道路、区画道路、農道、林道及び里道等並びに普通河川、準用河川及び農業用水路が対象となる。

(4) 港湾施設目的外使用許可申請

臨港道路区域内における占用及び修繕工事であって、臨港道路が対象となる。

(5) 砂防設備占用申請

砂防指定地域内における占用であって、砂防河川が対象となる。

1.6.2 新設を伴わない場合(撤去、修繕等)

(1) 道路改築承認申請（道路工事施工承認申請）

道路法適用区域内における工事であって、国道、県道及び市道が対象となる。

(2) 道路改築許可申請

道路法定適用区域外道路における工事であって、都市計画道路、区画道路、農道、林道及び里道等が対象となる。

(3) 許可申請（河川法第 26 条）

河川法適用区域内における工事であって、一級河川及び二級河川が対象となる。

(4) 普通河川等土木工事許可申請書

普通河川及び準用河川区域内における工事であって、普通河川、準用河川及び農業用水路が対象となる。

(5) 砂防指定地内制限行為許可申請

砂防指定地域内における工事であって、砂防河川が対象となる。

1.6.3 工事着手届及び工事完成届

(1) 許可後は、速やかに工事着手届を管理者に提出すること。

(2) 工事完了後は遅延なく(概ね 2 週間以内を目安とする。), 施工内容が分かる写真を添えて工事完成届を 2 部提出し, その検査を受けること。なお, 撮影方法については, 別に定める「**給水装置等工事設計施行基準**」によるものとする。

1.6.4 変更申請

占用の目的, 期間, 場所等の許可内容に変更が生ずる場合, 変更前後の図面を添付したうえで道路占用の変更許可申請を行うものとする(道路法第 32 条第 3 項)。ただし, 占用物件の構造の変更であって重量の著しい増加を伴わないもの及び道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない物件の占用物件に対する添加であって, 当該占用者が当該占用の目的に附随して行うものについては, 道路管理者の許可は必要ない(道路法施行令第 8 条)。

1.7 添付書類

申請にあたり、次の書類等を添付すること。なお、申請前に原則として当該管理者と事前に構造等を協議し、**申請手続チェックシート**（「**第3編 参考資料等 様式第2号**」）で申請内容等を確認したうえで、申請手続チェックシートも併せて提出すること。

- (1) 委任状（様式第1号）
- (2) 位置図
- (3) 平面図
- (4) 断面図
- (5) 標準掘削断面図
- (6) 現況写真
- (7) 安全施設管理図
- (8) 公図 ※原則として法定外道路、法定外河川及び砂防申請の際に添付すること。

1.7.1 委任状

許可申請は管理者を経由して各管理者へ申請を行うため、**占用許可申請等の手続に関する委任状**（「**第3編 参考資料等 様式第1号**」）に必要事項を記入し提出すること。なお、「**第3編 参考資料等**」において申請書の記載例を参考に記載しているが、申請書は管理者において作成するため提出の必要はない。

1.7.2 位置図

原則として申請地を分かりやすく赤色実線で囲い、記載すること。



図 1.3 位置図（参考）

1.7.3 平面図・断面図

- (1) 平面図・断面図の作成は、「表 1.1 弁栓類等の表示記号（平面図）」、「表 1.2 給水管及び配水管等の表示記号」及び「表 1.3 工事別表示記号（平面図）」に示す表示記号を参考に、占用する管・撤去する管・掘削範囲・本舗装範囲等を分かりやすく記載すること。
 - (2) 平面図及び断面図には、その種別（市道等）を記載すること。
 - (3) 道路管理者の異なる道路が錯綜するときは、道路境界線を記載すること。
 - (4) 給水管の布設延長が長いときは、適当な間隔で測点を設け、これに対する断面図を作成すること。
 - (5) 車道及び歩道に給水管を布設するときは、それぞれに対して断面図を作成すること。
 - (6) 布設する給水管の口径が途中で変わるときは、それぞれに対して断面図を作成すること。
 - (7) 河川の堤が公道のときは、河川区域や制限区域を記載すること。なお、この場合にあつては、当該河川管理者の占用許可も必要となるので注意すること。
 - (8) 伏越部や管防護等を行うときは、必要に応じて詳細図（断面図）を作成すること。なお、この場合にあつては、地下埋設物や構造物からの離隔を記載すること。
 - (9) 「水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）」により算出した掘削幅で施工することが望ましい。
 - (10) 影響幅（本復旧範囲）については、第 2 編を基本とするが、路面状況等により別途各管理者から指示があった場合はそれに従うこと。
- なお、河川に関する申請については、上記に加え、下記も参考とすること。
- (11) 平面図には、河川中心線、河川区域線、制限区域線及び流下方向等を記載すること。
 - (12) 断面図には、河川中心線、河川区域線及び制限区域線等を記載すること。
 - (13) 断面図には、計画高水位(H.W.L)及び必要に応じて余裕高を記載すること。占用する管が道路側溝を上越しする場合においても、各管理者から記載の指示があれば同様とすること。
 - (14) 普通河川、準用河川及び二級河川の断面図は、原則として上流から下流に向け作成すること。
 - (15) 砂防河川の断面図は、原則として下流から上流に向け作成すること。
 - (16) 橋梁等に給水管を添架する場合は、詳細図を作成すること。この場合において、添架する管の重量が 50kg/m を超えるときは、構造計算書が必要となる。

表 1.1 弁栓類等の表示記号（平面図）

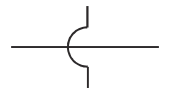
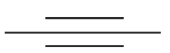
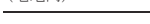
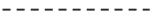
名 称	表 示 記 号	名 称	表 示 記 号
仕 切 弁 バ ル ブ		止 水 栓	
管 の 交 差		管 の 分 岐	
さ や 管 防 護		空 気（排 気）弁	
量 水 器 （ 設 置 器 ）		量 水 器	

表 1.2 給水管及び配水管等の表示記号

管 種	表 示 記 号
ダクタイル鋳鉄管	DIP-●
鋳鉄管	CIP
水道配水用ポリエチレン管	HPPE
硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-● 又は VLP
鋼 管	SP
硬質塩化ビニル管	VP
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP
ステンレス鋼管	SUS
ポリエチレン二層管	PP
【備考】 1 DIP-●には、管の形式を記載すること。（例） DIP-K 2 SGP-●には、内面ライニングはVB, 内外面はVDを記載すること。 なお、VLP と記すときは省略する。	

表 1.3 工事別表示記号（平面図）

名 称	配 水 管 ・ 給 水 管			掘 削 ・ 舗 装 部	
	新 設	既 設	撤 去	掘 削 範 囲	本 舗 装 範 囲 (影 響 範 囲)
線 種	実 線	破 線	斜線で消す	一点鎖線で囲う	実線で囲う
色	官地内：赤 宅地内：黒	黒	実線：黒 斜線：赤	白抜き	斜線で塗り つぶす
記 載 例	(官地内)  (宅地内) 				

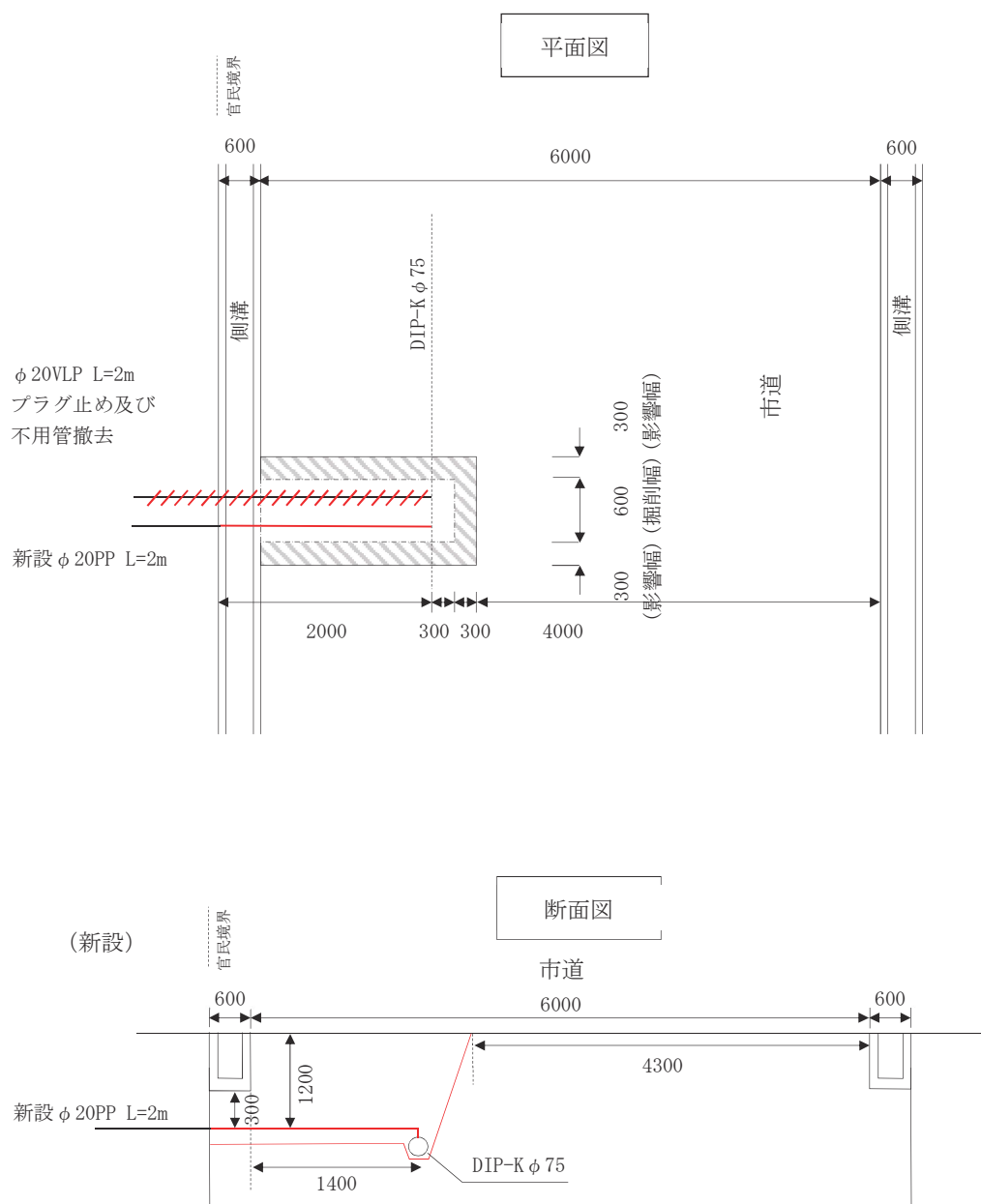


図 1.4 平面図・断面図（参考）

1.7.4 標準掘削断面図

仮復旧及び本復旧の舗装構成を，第 2 編を参考に各管理者の指示に従い記載すること。

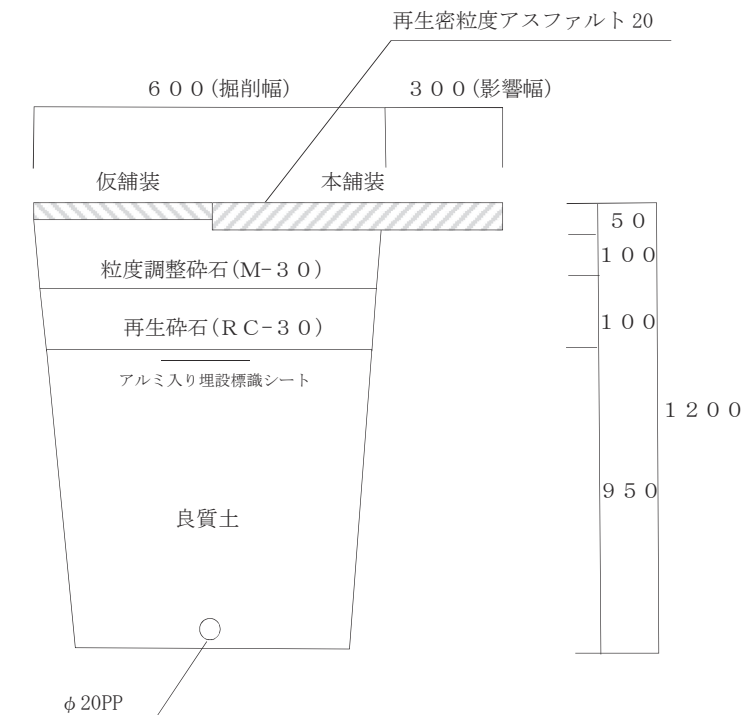


図 1.5 車道における標準掘削断面図（参考）

1.7.5 安全施設管理図

- (1) 「水道工事共通仕様書(平成 29 年 6 月) 附則ー 4 水道工事保安施設設置基準」を参考に、標示施設、防護施設、交通誘導員位置及び規制後の有効幅員を正しく記載すること。また、通行止めの場合は迂回路を記載すること。
- (2) 歩行者の安全確保については十分配慮し、誘導方法を図面に記載すること。

1.7.6 現況写真

原則として現況写真に新設管（撤去管）位置を分かりやすく記載すること。

1.7.7 公図

原則として法定外の道路、河川及び砂防河川に関する申請の際に添付すること。その場合、公図上に申請位置を赤色実線で記載すること。

1.8 その他施工上の留意事項

- (1) 廃止する管は存置せず、これを完全に撤去しなければならない。やむを得ない事情で存置する場合は、別途管理者及び当該管理者と協議すること。
- (2) 既設構造物等（配水管、ガス管、側溝等）との離隔は、漏水時の安全対策及び維持管理の観点から原則として横断面については 0.3m 以上、縦断面については 0.6m 以上確保すること。やむを得ず確保できない場合は、事前に当該構造物の管理者と協議すること。
- (3) 新設管の頂部と路面との距離は、道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 11 条の規定により、

- 1.2m（工事実施上やむを得ない場合は0.6m）を超えるように施工すること。やむを得ない理由で0.6m（歩道においては0.5m）に満たない場合、管防護措置を講ずること。（平成18年11月最終改正 国道利第33号「電線、水管、ガス管又は下水道を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について」通知による。）
- (4) 水路を横断する場合は、漏水時の安全対策及び維持管理の観点から、原則として水路下を伏越しすること。やむを得ず水路を上越しする場合は、管理者及び当該管理者と事前に協議を行ったうえで、上越部はさや管防護を行い、コア抜き部分には吸出し防止の措置を講ずること。
- (5) 水路等の既設構造物や埋設管を伏越しする場合は、埋戻し時にバイブレータによる水締め転圧等を行い、地盤沈下防止の対策を講ずること。
- (6) 工事区域内に区画線、停止線及び点字ブロック等がある場合は、仮舗装状態であっても復旧すること。
- (7) 舗装に使用する材料は、加熱アスファルト混合物とすること。
- (8) 新築等において同時期に污水管やガス管等の引込工事が想定される場合は、施工業者間で調整し、可能な限り同一施工とすることが望ましい。
- (9) 給水装置工事に伴う舗装復旧については、復旧端部に仮舗装復旧時は「W1」、本舗装復旧時は「W2」の路面標示を行うこと。なお、復旧範囲が他工事の復旧範囲と重複する場合は、給水装置工事の復旧範囲と区別できるように標示すること。

上記(1)～(8)に該当する場合は、図面上に図示又は文言で記載すること。

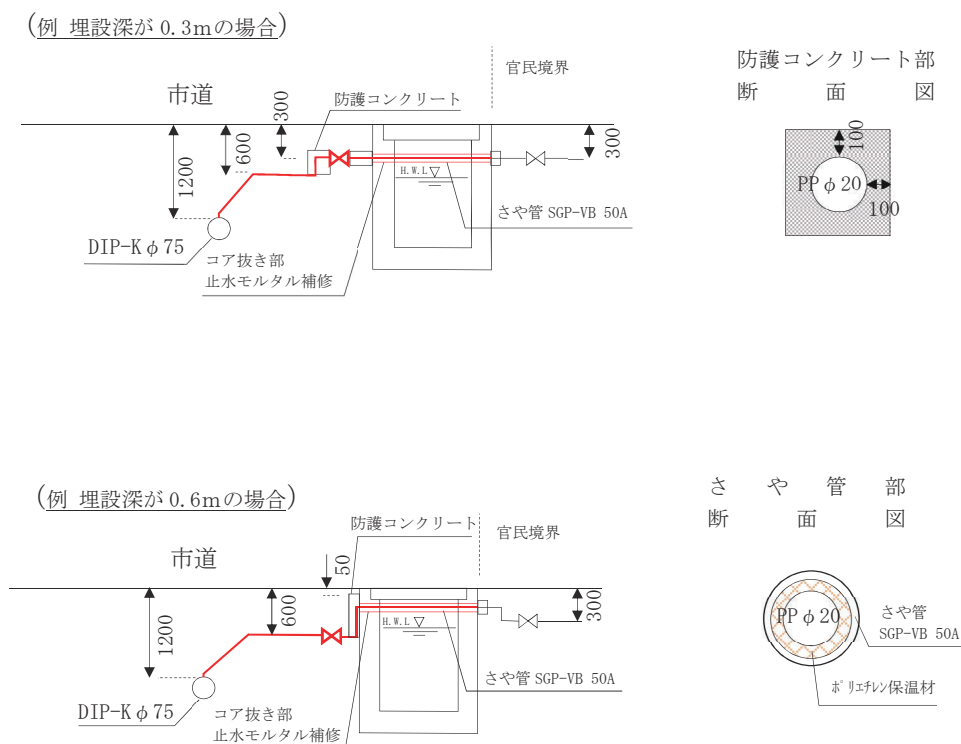
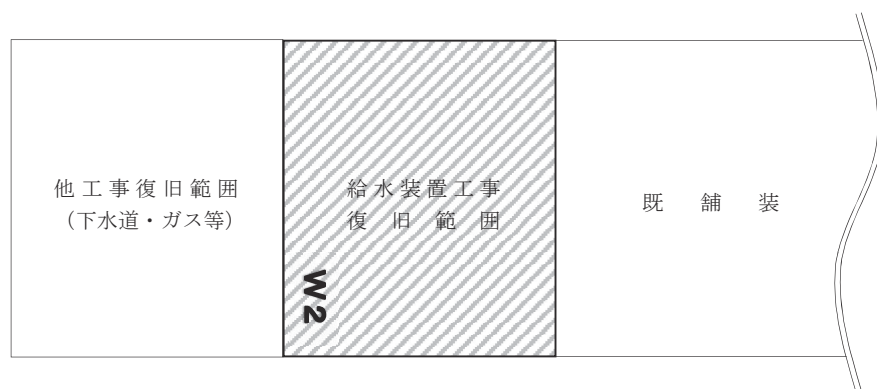


図 1.6 埋設深が0.6mに満たない部分の施工例



拡大図



※ 文字型枠を使用し、白色でペイント吹き付けすることが望ましい。

図 1.7 路面標示 施工例及び参考写真

第 2 編 三原市管轄施設

2.1 適用範囲

本編は、三原市が管理する市道、農道、林道、区画道路、都市計画道路、臨港道路及び法定外道路並びに準用河川、普通河川及び砂防河川の許可申請について適用する。

2.2 道路

2.2.1 舗装構成

道路を復旧する場合の舗装構成については、「図 2.1 舗装構成基本図（参考）」を基に、「表 2.1」から「表 2.3」に示す舗装構成表によるものとする。なお、里道等の未舗装部については原則として原形復旧とする。

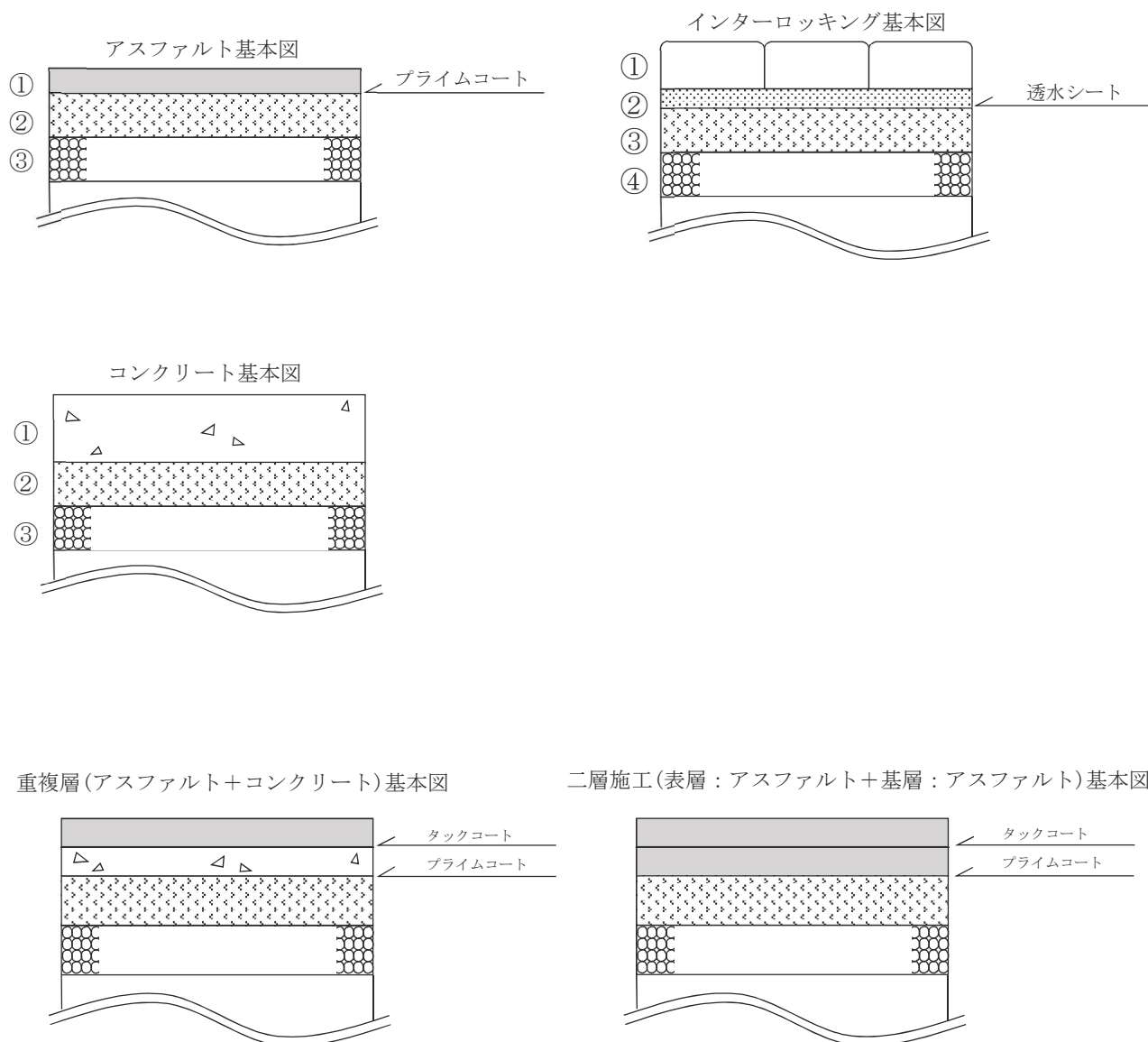


図 2.1 舗装構成基本図（参考）

(1) 市道

舗装構成については、「表 2.1 市道の舗装構成表」によるものとする。

表 2.1 市道の舗装構成表

舗装区分	種 類	車 道	歩 道
ア ス フ ア ル ト	①再生密粒度アスファルト 20, 13	0.05m以上	0.03m以上
	②上層路盤工（粒度調整碎石 30）	0.10m以上	
	③下層路盤工（再生碎石 30）	0.10m以上	0.10m以上
コ ン ク リ ー ト	①コンクリート舗装	0.15m以上	0.07m以上
	②上層路盤工（粒度調整碎石 30）	0.10m以上	
	③下層路盤工（再生碎石 30）	0.10m以上	0.10m以上
イ ン タ ー ロ ッ キ ン グ	①インターロッキング	0.08m以上	0.06m以上
	②敷砂（クッション砂）	0.02m以上	0.02m以上
	③上層路盤工（粒度調整碎石 30）	0.10m以上	
	④下層路盤工（再生碎石 30）	0.10m以上	0.10m以上
【備 考】 1 アスファルトの表層について、原則として車道部は再生密粒度アスファルト 20 を、厚みが 0.03m 以下の歩道部は再生密粒度アスファルト 13 を使用すること。 2 歩道について、進入路等車両が通行する場合は、車道を準用すること。 3 アスファルトの表層について、歩道の歩行者及び自転車の通行に限定した部分においては、再生細粒度アスファルト 13 を使用することができる。 4 上層路盤及び下層路盤について、厚みが 0.15m 以上になる場合は、それぞれ粒度調整碎石 40 及び再生碎石 40 を使用すること。 5 コンクリート舗装について、当該箇所に鉄網が使用されている場合は、原則として同様に復旧すること。 6 重複層（アスファルト＋コンクリート）の場合は、その復旧方法について事前に道路管理者と協議すること。 7 舗装に基層がある場合は、再生粗粒度アスファルト 20 を使用し、厚みについては 0.05m を標準とする。 8 道路の特性（交通量が多い道路、大型車両が頻繁に通行する道路等）によっては、必ずしもこの限りではないため、道路管理者の指示に従うこと。			

(2) 農道

舗装構成については、「表 2.2 農道の舗装構成表」によるものとする。

表 2.2 農道の舗装構成表

舗装区分	種 類	車 道 (幅員 4m 未満)	車 道 (幅員 4m 以上)	歩 道
ア ス フ ア ル ト	①再生密粒度アスファルト 20, 13	0.04m以上	0.05m以上	0.03m以上
	②上層路盤工（粒度調整砕石 30）	0.10m以上	0.10m以上	
	③下層路盤工（再生砕石 30）		0.10m以上	0.10m以上
コ ン ク リ ー ト	①コンクリート舗装	0.12m以上	0.12m以上	0.07m以上
	②上層路盤工（粒度調整砕石 40）	0.15m以上	0.15m以上	
	③下層路盤工（再生砕石 30）			0.10m以上
イ ン タ ー ロ ッ キ ン グ	①インターロッキング	0.08m以上	0.08m以上	0.06m以上
	②敷砂（クッション砂）	0.03m以上	0.03m以上	0.03m以上
	③上層路盤工（粒度調整砕石 30）			
	④下層路盤工（再生砕石 30, 40）	0.15m以上	0.15m以上	0.10m以上
【備 考】 1 アスファルトの表層について、原則として車道部は再生密粒度アスファルト 20 を、厚みが 0.03m 以下の歩道部は再生密粒度アスファルト 13 を使用すること。 2 歩道について、進入路等車両が通行する場合は、車道を準用すること。 3 アスファルトの表層について、歩道の歩行者及び自転車の通行に限定した部分においては、再生細粒度アスファルト 13 を使用することができる。 4 上層路盤及び下層路盤について、厚みが 0.15m 以上になる場合は、それぞれ粒度調整砕石 40 及び再生砕石 40 を使用すること。 5 コンクリート舗装について、当該箇所に鉄網が使用されている場合は、原則として同様に復旧すること。 6 重複層（アスファルト＋コンクリート）の場合は、その復旧方法について事前に道路管理者と協議すること。 7 舗装に基層がある場合は、再生粗粒度アスファルト 20 を使用し、厚みについては 0.05m を標準とする。 8 道路の特性（交通量が多い道路、大型車両が頻繁に通行する道路等）によっては、必ずしもこの限りではないため、道路管理者の指示に従うこと。				

(3) 林道

舗装構成については、「表 2.3 林道の舗装構成表」によるものとする。

表 2.3 林道の舗装構成表

舗装区分	種 類	車 道	歩 道
ア ス フ ア ル ト	①再生密粒度アスファルト 20, 13	0.05m以上	0.03m以上
	②上層路盤工（粒度調整碎石 30）	0.10m以上	
	③下層路盤工（再生碎石 30）	0.10m以上	0.10m以上
コ ン ク リ ー ト	①コンクリート舗装	0.12m以上	0.07m以上
	②上層路盤工（粒度調整碎石 40）	0.15m以上	
	③下層路盤工（再生碎石 30）		0.10m以上
イ ン タ ー ロ ッ キ ン グ	①インターロッキング	0.08m以上	0.06m以上
	②敷砂（クッション砂）	0.03m以上	0.03m以上
	③上層路盤工（粒度調整碎石 30）		
	④下層路盤工（再生碎石 30, 40）	0.15m以上	0.10m以上
【備 考】 1 アスファルトの表層について、原則として車道部は再生密粒度アスファルト 20 を、厚みが 0.03m 以下の歩道部は再生密粒度アスファルト 13 を使用すること。 2 歩道について、進入路等車両が通行する場合は、車道を準用すること。 3 アスファルトの表層について、歩道の歩行者及び自転車の通行に限定した部分においては、再生細粒度アスファルト 13 を使用することができる。 4 上層路盤及び下層路盤について、厚みが 0.15m 以上になる場合は、それぞれ粒度調整碎石 40 及び再生碎石 40 を使用すること。 5 コンクリート舗装について、当該箇所に鉄網が使用されている場合は、原則として同様に復旧すること。 6 重複層（アスファルト＋コンクリート）の場合は、その復旧方法について事前に道路管理者と協議すること。 7 舗装に基層がある場合は、再生粗粒度アスファルト 20 を使用し、厚みについては 0.05m を標準とする。 8 道路の特性（交通量が多い道路、大型車両が頻繁に通行する道路等）によっては、必ずしもこの限りではないため、道路管理者の指示に従うこと。			

(4) 本郷町東本通地区(区画整理地内)

(2)-1 区画道路

舗装構成については、「表 2.1 市道の舗装構成表」によるものとする。

(2)-2 都市計画道路

都市計画道路の棕本三太刀線，南中桙一丁線及び了木西河崎線については，路線ごとに舗装構成等の設計が異なるため，事前に関係機関と協議すること。

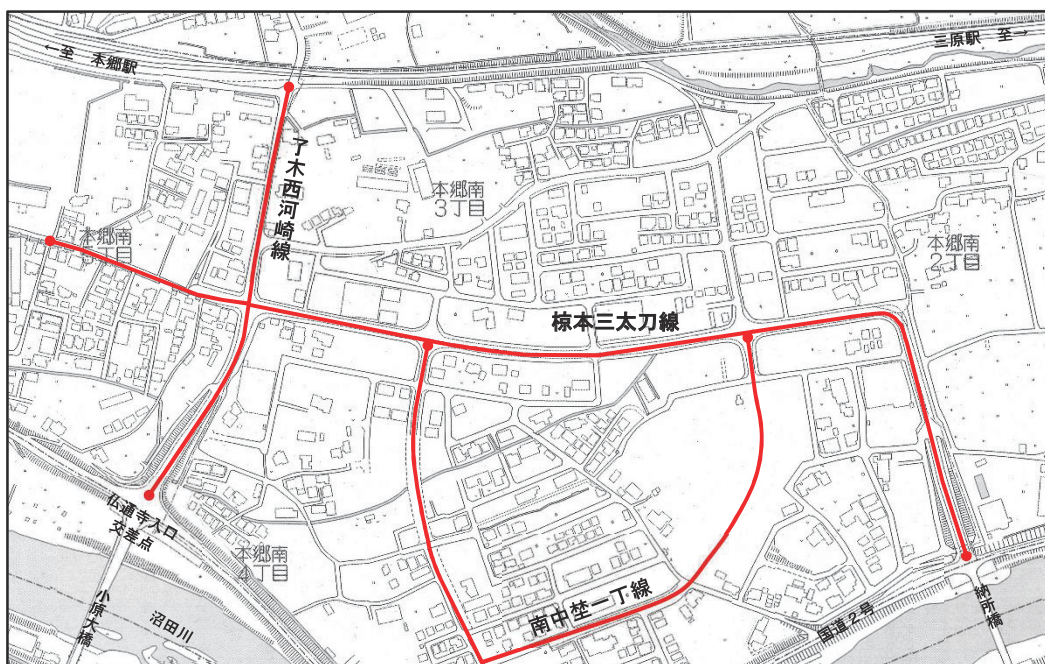


図 2.2 都市計画道路（参考）

(5) 臨港道路

別途当該管理者と協議すること。

2.2.2 復旧範囲

- (1) 影響幅は 0.3m を基本とする。ただし、影響幅 0.3m を確保した後の舗装幅が概ね片側 1 m 以下の場合は、当該路面を全幅舗装すること。
- (2) 影響幅を含む当該復旧範囲から概ね 1 m 以内に、舗装の部分修復等による継ぎ目がある場合は、その継ぎ目まで舗装すること。なお、マンホール蓋及び電柱等も舗装の継ぎ目と同様とすること。

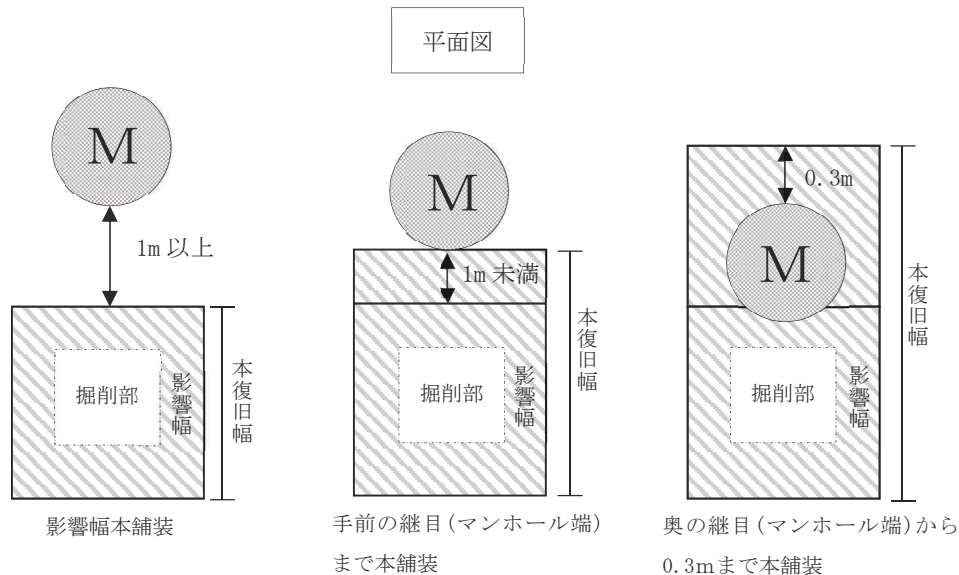


図 2.3 継ぎ目（マンホールの場合）復旧範囲（参考）

2.3 河川

- (1) 原則として縦断的に設置しないこと。
- (2) 圧力管を設置する場合は、二重構造とすること。
- (3) 堤防法尻付近に設けないこと。
- (4) 堤防乗り越し管は、堤防法線に対して直角とすること。
- (5) 堤防乗り越し管は、堤防の表法肩から堤外側部分については流水の乱れを大きくしないよう必要な対策を講ずること。
- (6) 堤防乗り越し管は、堤防の天端及び裏法肩から堤内地側の部分については計画堤防内に設置しないこと。
- (7) 堤防乗り越し管の設置にあたっては、管類の振動が堤防に支障を与えないよう必要な対策を講ずること。
- (8) 河川管理施設又は他の許可工作物に近接して設けないこと。
- (9) 地質的に脆弱な位置を避けること。
- (10) 河川管理施設等構造令に適合していない既設の橋には管類を添架しないこと。なお、橋梁に管類を添架する場合は、原則として河川の下流側とすること。
- (11) 河川の水衝部を避けること。
- (12) 「第 1 編共通項目 1.8 その他施工上の留意事項」も参考にすること。
- (13) その他、申請前に必ず当該河川管理者と協議し、別途指示事項があればこれに従うこと。

2.4 砂防河川

砂防河川区域内における占用や掘削等の行為を行う場合は、砂防設備占用申請又は砂防指定地内制限行為許可申請を三原市に提出する。三原市から広島県に進達後、広島県審査となるので、事前に広島県と十分協議したうえで申請するよう注意すること。

第 3 編 参考資料等

年 月 日

三原市水道事業 三原市長 様

申請者

住 所

氏 名

印

連絡先 ()

占用許可申請等の手続に関する委任状

給水装置工事の施工に伴い、下記の占用許可申請等に関係する手続きについて委任します。

なお、当該管理者から許可条件等が付された場合や、手直し指示等があった場合は、当方にて対応します。

記

申 請 場 所	三原市	丁目	地先
種 別	☐ 道路(☐ 市道 ☐ 県道 ☐ 国道 ☐ 都市計画道路・区画道路 ☐ 農道 ☐ 林道 ☐ 法定外道路 ☐ 臨港道路) ☐ 河川(☐ 二級河川 ☐ 準用河川 ☐ 普通河川 ☐ 砂防河川) ☐ その他()		
路線名又は河川名			
区 分	☐ 車道 ☐ 歩道 ☐ その他		
行 為 の 内 容	☐ 新設 ☐ 撤去 ☐ 修 繕		
管種, 口径, 延長			
占 用 期 間 ^{※1}	許可の日から 年 月 日まで		
工 事 期 間 ^{※2}	許可の日から 日間		
交 通 規 制	☐ 有 (☐ 通行止め ☐ 片側交互通行) ☐ 無 ☐ その他 ()		
指 定 給 水 装 置	住 所		
工 事 事 業 者	事 業 者 名		
	代 表 者		

※1 占用期間は、原則として当該年度の3月31日とすること。ただし、工事期間がこれを超える場合は、翌年度の3月31日とすること。

※2 工事期間は、本工事に着手する日から本復旧が完了する日までとし、期間内に完了するように関係者と十分調整すること。また、許可後において不測の事由により工事期間を延長する場合は、その事由が判明した時点で管理者と協議すること。

受 付

申請手続チェックシート

申請時		チェック項目	☒	備考記入欄
共通事項		申請者ごとの申請となっているか。	☐	
		添付書類の部数が揃っているか。	☐	
添付書類	位置図	添付してあるか。	☐	
	平面図・断面図	添付してあるか。	☐	
	標準掘削断面図	添付してあるか。	☐	
	現況写真	添付してあるか。	☐	
	安全管理図	添付してあるか。	☐	
	公図	添付してあるか。(法定外・砂防のみ)	☐	
留意事項	委任状	申請者の記名押印はあるか。	☐	
		申請内容等に記載漏れ、チェック漏れはないか。	☐	
		占用物件の管種・口径・延長を正しく記載しているか。	☐	
		延長は官地部分(水路下を含む)を記載しているか。	☐	
	位置図	申請地が赤色実線で囲い表記してあるか。	☐	
	平面図・断面図	掘削範囲・影響範囲・本舗装部分を、表示記号を参考に分かりやすく表記しているか。	☐	
		新設管・撤去管・既設管等を、表示記号を参考に分かりやすく表記しているか。	☐	
		本舗装範囲は当該管理者の指示に従ったものとなっているか。	☐	
		構造物・埋設管から離隔を 0.3m 以上確保しているか。 構造物下の転圧方法(水締め等)の記載はあるか。	☐	
		やむを得ない事情で地表から 0.6m 未満に新設管を埋設する場合、 管防護処置を取っているか。	☐	
		やむを得ない事情で水路内を上越しする場合、さや管防護及び 構造物への吸出し対策を取っているか。	☐	
		区画線、停止線及び点字ブロック等を復旧する記載があるか。	☐	
		他の埋設工事(下水道管、ガス管等)が予定されている場合、本舗装 を調整する計画となっているか。	☐	
	標準掘削断面図	舗装構成は適正であるか。埋設シートの記載はあるか。路床土は 良質土を使用しているか。	☐	
	安全管理図	交通制限範囲、誘導員位置、看板設置位置が記載してあるか。 歩行者の安全対策がしてあるか。	☐	
		有効幅員が 2.5m を切る場合は原則通行止めとし、迂迴路を確保 しているか。	☐	
	現況写真	新設(廃止)管を、表示記号を参考に分かりやすく表記しているか。	☐	
公図	新設(廃止)管を、表示記号を参考に分かりやすく表記しているか。	☐		

※ 該当しない項目はチェックボックスを二重線で取り消すこと。

三原市長様

道路占用許可申請書
協議

新規	更新	変更	(三土第 令和2年5月1日)号)
----	----	----	---------------------

申請者
住所氏名
三原市西野五丁目14番1号
三原市水道事業
三原市長 (印)

担当者
代理人
住所氏名
施工業者名等 (印)

道路法第32条第35条の規定により許可を申請します。

占用の目的	給水管布設工事		
占用の場所	路線名	市道 ○○号線	車道・歩道・その他
	場所	三原市 丁目 番号 地先	
占用物件	名称	規模	数量
	給水管	φ20mm	L=○.○○m
占用の期間	令和2年5月31日から 令和3年3月31日まで	間	占用物件の構造 ポリエチレン二層管
工事の時期	許可の日から○○日	間	工事実施の方法 請負
道路の復旧方法	別紙図面のとおり	添付書類	位置図・平面図・断面図・標準掘削 断面図・安全施設管理図・現況写真
備考			

記載要領

- 「許可申請協議」・「第32条第35条」及び「許可を申請協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|----|----|----|

については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号の年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

三 原 市 長 様

農道・林道・都市計画道路・
里道・準用河川・普通河川

令和2年5月1日

申請者 住 所 三原市西野五丁目14番1号

氏 名 三原市水道事業
三原市長

㊞

(TEL) (0848) 64-2294

代理人 住 所

氏 名 施工業者名等

㊞

(TEL)

占用許可申請書 (新規・変更)

次のとおり 道 路 を占用したいので、関係書類を添えて申請します。
河川等

1. 占 用 場 所 三原市 丁目 番 号地先 里道

2. 占 用 目 的 給水管(PPφ20mm)布設工事

3. 占用面積又は占用物件 L=0.00
の面積若しくは延長

平方メートル
(メートル)

4. 占 用 期 間 令和2年 5月 31日から
令和3年 3月 31日まで

5. 工 事 方 法
請 負

6. 工事の期間 許可の日から 〇〇日間

7. 交通制限を必要とする場合にはその内容及び期間 (時間)
片側交互通行 8:00~17:00

8. 復 旧 方 法
別紙図面のとおり

添付図面

位置図・平面図・断面図・~~占用物件の構造図~~・~~占用面積または占用物件の求積図~~・公図・写真

三原市長様

住所 三原市西野五丁目14番1号
申請者
氏名 三原市水道事業
三原市長

印

工事施工業者

施工業者名等

道路改築承認申請書

次のとおり道路に関する工事（維持）をしたいので承認してください。

1 工事（維持）施工の場所

三原市 丁目 番 号地先 市道〇〇号線

2 工事（維持）の目的 給水管(PPφ20mm)撤去工事

3 工事（維持）の種類 掘削・埋戻工

延長＝ 〇.〇〇m

幅員＝ 〇.〇〇m

4 工事（維持）実施の方法 請 負

5 工事（維持）の期間 承認の日から 〇〇 日間

6 交通制限を必要とする場合には、その内容及び期間（時間）

片側交互通行 8:00～17:00

添付図面

位置図・平面図・断面図・構造図・~~公図~~・現況写真

令和2年5月1日

三 原 市 長 様

住 所 三原市西野五丁目14番1号
申請者
氏 名 三原市水道事業
 三原市長

⑨

工事施工業者

施工業者名等

道 路 改 築 許 可 申 請 書

法定外道路，河川等の管理に関する条例（平成17年条例第237号）第4条
第1項第2号の規定により次のとおり申請します。

1 工事施工の場所 三原市 丁 目 番 号地先 里道

2 工事の目的 給水管(PPφ20mm)撤去工事

3 工事の種類 延 長＝〇.〇〇m

幅 員＝〇.〇〇m

4 工事実施の方法 請 負

5 工事の期間 許可の日から〇〇日間

6 交通制限を必要とする場合には，その内容及び期間（時間）

片側交互通行 8:00～17:00

添付図面

位置図・平面図・断面図・~~構造図~~・公図・現況写真

①準用河川・普通河川
撤去又は修繕のみの場合
②砂防申請にて掘削等が伴う場合

普通河川等土木工事許可申請書

令和2年5月1日

三原市長様

申請者 住所 〒723-0065 三原市西野五丁目14番1号
電話 (0848) 64-2294
氏名 三原市水道事業
三原市長

印

工事施工業者

施工業者名等

普通河川等保全条例第1条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1. 普通河川等の名称	普通河川	2. 工事の面積	〇.〇〇 m ²
3. 工事の位置	三原市 丁目 番 号地先		
4. 工事の種類	給水管(PPφ20mm)撤去工事		
5. 目的及び理由	給水管が不要となったため。		
6. 許可の日から起算して、工事着工に至るまでの期間	10 日間	7. 工事着手の日から起算してしゅん功に至るまでの期間	90 日間
8. 工事に対する利害関係者の連署	不要	9. 現在及び将来の修理保存費の負担方法	別紙図面のとおり
10. 工事施設に要する土地又は不用に属する土地の処分方法	—	11. 工事に伴う関係法令の許認可等の必要の有無	有 ・ 無

設計図書（添付書類。該当の番号を○印で囲むこと。）

- (1) 位置図 (2) 平面図 (3) 横断図面（簡易な工事は省略）
(4) 縦断図（軽易な工事は省略） (5) 設計書（工作物構造図）
(6) 丈量図 (7) 公図の写し（必要により地番図添付）
(8) 流量計算書（必要に応じ添付） (9) 現況写真
(10) その他（ ）

※ 受付年月日	※ 現地調査	※ 許可等年月日	※ 許可番号	※ 摘要
・ ・	・ ・	許可 不許可 ・ ・	第 号	

注 ※印欄は記載しないこと。

砂防河川区域内

別記様式第1号（第2条関係）

砂防指定地内制限行為
砂防設備占用許可申請書

令和2年5月1日

広島県知事様

郵便番号 723-0065

申請者 住所 三原市西野五丁目14番1号
三原市水道事業

氏名 三原市長 印

次のとおり 砂防指定地内の制限行為
砂防設備の占用を行いたいので、許可してください。

行為(占用)の場所 〇〇川水系 〇〇川 三原市 丁目 番 号地先	行為の面積(数量) 全体面積：〇〇㎡ 砂防指定地内面積：〇〇㎡
	占用の面積等(数量) 給水管 PPφ20mm(外径27mm) L=2.2m
行為(占用)の内容 上水道給水管布設	行為の期間 許可の日から〇〇日間
行為(占用)の目的 上水道を供給するため。	占用の期間 許可の日から 令和12年3月31日まで
占用の方法 砂防区域に埋設する。	復旧の方法 別紙図面のとおり
	その他参考事項 施工業者名等

関係法令等

・関係法令

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 道路法 | (昭和 27 年法律第 180 号) |
| (2) 河川法 | (昭和 39 年法律第 167 号) |
| (3) 道路交通法 | (昭和 35 年法律第 105 号) |
| (4) 砂防法 | (明治 30 年法律第 29 号) |
| (5) 土地改良法 | (昭和 24 年法律第 195 号) |
| (5) 森林法 | (昭和 26 年法律第 249 号) |
| (6) 都市計画法 | (昭和 43 年法律第 100 号) |
| (7) 港湾法 | (昭和 25 年法律第 218 号) |
| (8) 水道法 | (昭和 32 年法律第 177 号) |

・関係条例等

- | | |
|---|--------------------|
| (1) 三原市道路河川等占用規則 | (平成 17 年規則第 188 号) |
| (2) 三原市法定外道路，河川等の管理に関する条例 | (平成 17 年条例第 237 号) |
| (3) 三原市市道の構造の技術的基準を定める条例 | (平成 24 年条例第 43 号) |
| (4) 三原市移動等円滑化のために必要な市道の構造に
関する基準を定める条例 | (平成 25 年条例第 10 号) |
| (5) 三原市準用河川に係る河川管理施設等の構造の
技術的基準を定める条例 | (平成 24 年条例第 45 号) |
| (6) 三原市水道事業給水条例 | (平成 17 年条例第 255 号) |
| (7) その他，関係法令等 | |

